

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(平成24年度)の概要

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ②ライフ・イノベーション分野(2/8)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの平均値にIIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)	準	A 4.8	B 4.3 進捗度 ・富山型サービス事業所における障害者の福祉的就労者 95% ・富山型サービス事業所数 98%	B 4.0 規制の特例等 ・地域共生型障害者就労支援事業(就労継続支援B型事業)等 財政支援等 ・地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大 地域独自の取組 ・富山型サービス施設支援事業(施設整備補助)等	+0.6	<p>・地域における長年の取組の結果から見えてきたハードルをクリアするための特区であり、規制緩和(※1)を効果的に活用して、進展を図っている。</p> <p>・地域全体が真に共生的なものとなっていくためには、富山市で進められているコンパクトシティ政策(※2)との連動や、該当する事業所等ができるだけ街中に配備されるといった点が重要であり、こうした点についての配慮があると一層望ましいものになると考えられる。</p> <p>※1: <規制緩和> 地域共生型障害者就労支援事業(厚労B002) (概要) 就労継続支援B型事業において施設外就労を行う場合の総数や1ユニットの定員が緩和(施設外就労の総数: 利用定員の100分の70以下→100分の70を超えて実施可能、1ユニットあたりの最低定員: 3名以上→1名以上)されたことにより、小規模な事業所が集まることによる就労継続支援B型事業の実施が可能となった。</p> <p>・<実現可能なことが明らかとなった措置> 認知症対応型共同生活介護事業所と障害者共同生活援助事業所の設備の共用 (概要) 認知症対応型共同生活介護事業所において障害者を受け入れることについては、認知症高齢者と障害者のグループホームの間で居間や食堂等を共有できることが確認でき、現行法令の範囲内で対応可能であることが確認された。</p> <p>※2: 都市の将来構造を「お団子」と「串」に見立てて、徒歩圏(お団子)を公共交通(串)でつなぐことにより、自動車を自由に使えない市民にとっても、日常生活に必要な機能を楽しむ生活環境を目指すもの。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。

*2)「Ⅲについては、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。